

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプラン センター		ページ数	1 / 12

重要事項 説明書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団

みちのくケアプランセンター

(指定居宅介護支援事業所)

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	2 / 12

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、事業者として利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

(以下、説明した上でチェック欄□にレ点チェックを入れる)

□1 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域等

事業所名	みちのくケアプランセンター
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
指定番号	青森県 0270800022号
管理者役職・氏名	管理者 野里 哲也
連絡先	☎ 0175-23-7070 FAX 0175-23-7953
サービス提供地域	むつ市

(2) 職員の状況

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	合計	業務内容
管理者	主任 介護支援専門員	1名		主任介護支援専門員	1名	業務の管理、職員の管理
介護支援専門員	主任 介護支援専門員	5名		管理者	9名	利用者のケアマネジメント及び介護サービス計画書の作成
	介護支援専門員	4名				
事務員		1名			1名	事務業務

(3) 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで 緊急時は、営業時間外または定休日であっても、電話等により24時間対応します。

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプラン センター		ページ数	3 / 12

(4) 居宅介護支援サービスの方針等

①利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、利用者が持っている能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持、又は向上を目指し、サービスを提供します。

②利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、複数の指定居宅サービスの中から利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等を総合的かつ効率的に指定居宅サービス等が提供されるように配慮してサービスを提供します。

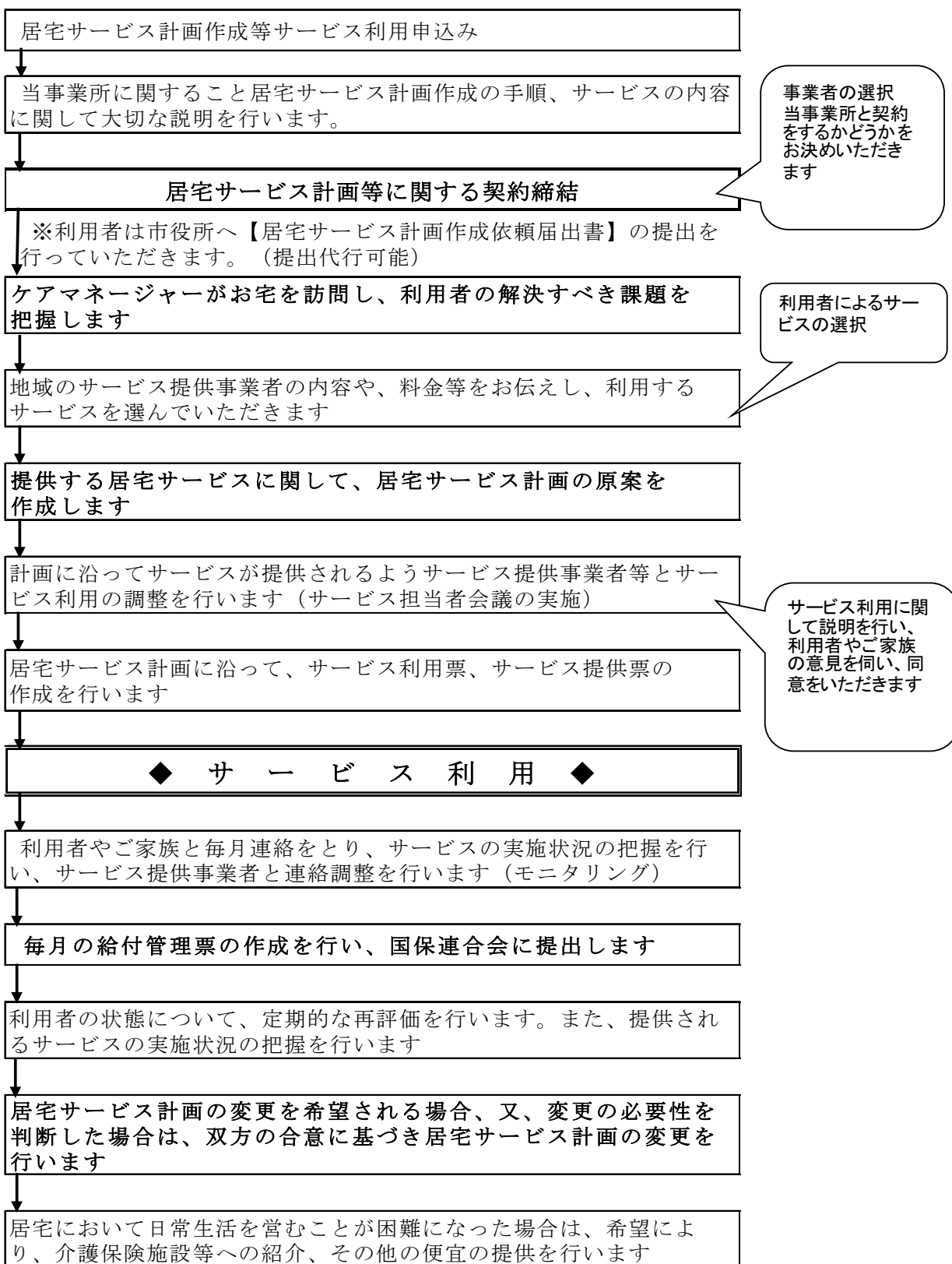
③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、居宅サービス計画に位置づけた理由を明確にし、公正中立の立場でサービスを提供します。

※尚、当事業所のケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

④市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携が図れるように配慮して適切なサービスを提供します。

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	4 / 12

□2 居宅介護支援サービスの提供の標準的な流れと内容



文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	5 / 12

□3 生成 AI の利用について

(1) 利用目的

利用者の生活の質向上を目的として、生成 AI の技術を利用します。

(2) 利用範囲

生成 AI を利用し、以下の業務を支援します。

- ① ケアプラン作成の補助（過去のデータを分析し、最適なプランを提案）。
- ② 他関連文書作成、情報整理。

(3) 個人情報の取り扱い

生成 AI が処理するデータは、業務上必要な範囲に限定されます。

個人情報の保護に関しては、適切な管理を行い、部外者への提供は行いません。

また、利用する生成 AI は個人情報保護委員会の注意喚起に基づき、個人情報の漏洩を防ぐための設定（入力情報を機械学習に利用しない設定）としています。

(4) 利用者への説明と同意

生成 AI を利用したケアプラン作成については、ご利用者様に対して事前に説明を行い、同意を得た上で利用します。ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

(5) その他

生成 AI はあくまでも補助ツールであり、最終的な判断や支援内容の決定は、利用者・保証人の同意等を踏まえ、介護支援専門員および関係職種が責任をもって行います。

□4 テレビ電話装置等を活用したオンラインモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット・デメリットは以下のとおりです。

- (1) 利用者の状態が安定していることを前提として実施致します。
- (2) 実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
- (3) 2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
- (4) 移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
- (5) 訪問者を自宅へ迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
- (6) 感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
- (7) 利用者の健康状態や住環境については、画面越しでは確認が難しいことから、ご家族またはサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

□5 利用料金

- (1) 介護認定により要介護とされた利用者は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※但し、利用者が保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月あたり下記の金額を頂くことになります。この場合、当方が発行したサービス提供証明書及び領収書を利用者が居住する各市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受けることができます。

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	6 / 12

要介護1・2	要介護3・4・5
10,860円	14,110円

加算項目	加算料金
特定事業所加算 I	5,190円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,250円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
初回加算	3,000円/月
入院時情報連携加算 I・II	2,000円～2,500円/回
通院時情報連携加算	500円/月
退院・退所加算 I・II・III	4,500円～9,000円/回
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%増/月
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定
運営基準減算	所定単位数の50%を算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	7 / 12

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、交通費として1回につき **2,750円(税率10%含む)** の支払いが必要となります。
- (3) 介護保険法の改正にともなう料金の変更
厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、当事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)に準拠するものとします。

□6 サービスの利用方法

(1) サービスの開始

まずは電話でお申し込みいただければ、介護支援専門員がお伺いします。契約を締結した後、居宅介護支援サービスの提供を開始します。

(2) 担当職員の変更

利用者の申し出により担当の介護支援専門員を変更することができます。また、事業者の都合により、担当の介護支援専門員を変更することがあります。その場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出いただければいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、事前に協議した上で最寄りの他の居宅介護事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入居した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合
- ・当事業所が解散あるいは破産した場合。
- ・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

④その他

事業者は、以下の場合、文書で通知することなく即刻サービスを終了いたします。

- ・利用者またはその家族等が、当事業所又は事業所の職員もしくは他の利用者等に対して以下の禁止行為を繰り返す等生命、身体、人格、財産、信用等を傷つけ、又はその人権を侵害した事により、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
 - a. 身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為: 叩くなど)
 - b. 精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為: 暴言・大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・誹謗中傷など)
 - c. セクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	8 / 12

性的ないやがらせ行為：必要もなく手や腕をさわる・性的な発言など)

d. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

- ・利用者及びそのご家族等と、当事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。

□7 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当事業所は、そのサービス提供上知り得た利用者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当事業所及びその職員は、必要な範囲において利用者及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

□8 ターミナルケアマネジメント加算について

当事業所では以下の要件を全て満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定いたします。

- ア、終末期の医療やケアの方針に関して、ご利用者又はその家族の意向を把握し援助させていただいた上において在宅で死亡した場合（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）。
- イ、24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を提供した場合。
- ウ、ご利用者又はご家族の同意（※）を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	9 / 12

□ 9 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	受付担当者 工藤 桂子 (くどう けいこ) 対応時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 ☎ 0175-23-7070 FAX 0175-23-7953
---------	--

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

むつ市役所	所在地 青森県むつ市中央一丁目8番1号 ☎ 0175-22-1111 健康福祉部 介護保険課
青森県国民健康保険団体連合会	所在地 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル3階 ☎ 017-723-1336 FAX 017-723-1088

□ 1 0 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中山 辰巳
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
連絡先	☎ 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事業所数	特別養護老人ホーム…3カ所 ケアハウス…1カ所 単独型・併設型短期入所施設…2カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1カ所 認知症対応型グループホーム…1カ所 訪問介護ステーション…1カ所 訪問看護ステーション…1カ所 ヘルパースクール…1カ所 居宅介護支援事業所…2カ所 在宅介護支援センター…1カ所 地域包括支援センター…1カ所 クリニック…1カ所 デイケアセンター…2カ所 訪問リハビリテーション…1カ所

□ 1 1 事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

□ 1 2 損害賠償について

(1) 当事業所において、当事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	10 / 12

償責任を減じる場合があります。

- (2) 当事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。
- ①利用者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
- ②利用者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。
- (5) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- (6) 利用者またはそのご家族等は、利用者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当事業所の職員の生命、人格、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

□ 1 3 保証人について

- (1) 居宅介護支援の利用開始にあたり、利用者は確実な保証能力を有する者 1 名を保証人に定めるものとします。
- (2) ここで定める保証人は、この書面に基づく利用者の当事業所に対する権利の行使と義務の履行について、利用者と連携して行うとともに次の各項に定める事項について、当事業所に対し、または利用者に代わって履行の責めを負うものとします。
- ①この書面の締結手続き
- ②利用料金の支払い
- ③その他、利用者のサービス利用にかかわる一切の事項
- ④保証人を変更する場合の通知

□ 1 4 協議事項

- (1) この書面に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、利用者及び保証人と当事業所の協議により定めます。

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	11 / 12

【説明確認欄】

年 月 日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 青森県むつ市十二林1 1 番 1 3 号

名称 みちのくケアプランセンター

(説明者) 職名 介護支援専門員

氏名

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

利用者 住所

氏名

(署名代行者)

(続柄)

※成年または任意後見人の場合は、以下に記載

成年後見人 住所

任意後見人

(該当の場合レ点) 氏名

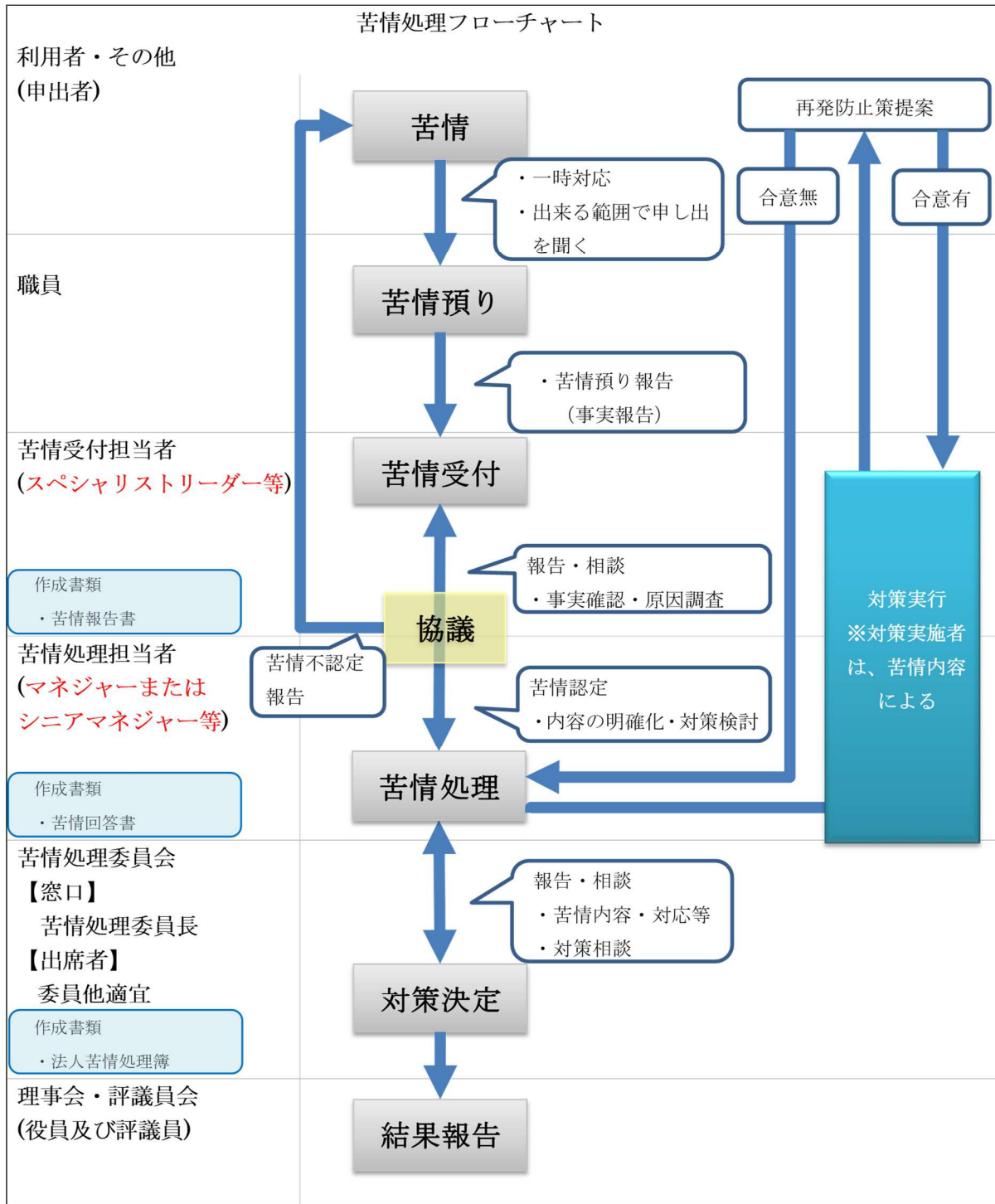
保証人 住所

氏名

続柄

電話番号

文書番号	居宅-11	重要事項説明書	最新版記号	AA
主管部署	みちのくケアプランセンター		ページ数	12 / 12



※適宜、管理職戦略会議及びサービス向上委員会に報告すること